

鎌倉市教科用図書採択検討委員会（第1回） 会議録

日 時	平成 26 年 5 月 9 日（金）	15：00 開会 16：30 閉会
場 所	鎌倉市生涯学習センター	第 6 集会室
出席者	堀委員 佐野委員 中村委員 石渡委員 西岡委員 杉並委員 伊藤委員 福頼委員 久保田委員 初見委員	
事務局	川合教育指導課長 石川指導主事 露木指導主事 關根指導主事 中尾指導主事 上田指導主事 澁谷指導主事 河合指導主事 泉指導主事 多那指導主事 太田指導主事	
次 第	1 開会あいさつ 2 委員長、副委員長選出 3 議 事 （1）教科用図書採択について ア 採択のしくみ イ 市採択方針及び流れ （2）調査研究について ア 調査員への指示内容 イ 調査員の指名 ウ 報告書の作成について （3）その他 ア 見本本の扱いと学校巡回展示について イ 今後の日程	

会議内容

○ 開 会

教育長からの委員委嘱

委員自己紹介

教育委員会事務局職員自己紹介

○ 会 議

1 教育長挨拶

2 委員長，副委員長選出

司 会 委員長・副委員長選出を行いたい。委員長については、資料1 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例第2条により、委員会の委員の委嘱について、また資料2の施行規則第2条、第1項「検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とある。

立候補か推薦の意志があれば発言をお願いしたい。

委 員 今回は、小学校の教科用図書採択なので、委員長に堀委員、副委員長に佐野委員を推薦する。

司 会 委員長に堀委員、副委員長に佐野委員の推薦があった。他にないか。ないようなので、堀委員を委員長に佐野委員を副委員長に決定したいが、よろしいか。

委 員 (異議なし)

司 会 承認されたので、委員長、副委員長席に移動をお願いします。

(委員長席、副委員長席へ移動)

司 会 教育長から本検討会への依頼をする。

(教育長から委員長に依頼)

鎌倉市教育委員会は、検討委員会に次のとおり、平成27年度鎌倉市立小学校使用教科用図書の調査研究を依頼します。

- 1 平成27年度小学校使用教科用図書の採択を行うにあたり必要な事項を調査研究する。
- 2 調査研究は、平成26年4月11日付26文科初第112号「平成27年度使用教科書の採択について（通知）」、平成26年4月23日付子教第19号「平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）」及び「鎌倉市平成27年度使用教科書の採択方針」に基づき行う。
- 3 報告期限は、平成26年7月25日とする。

(教育長・次長は業務重複のため退席)

司 会 これ以降の進行は委員長にお願いします。

委員長 前回の小学校の教科書採択は平成 22 年度に行われた。今年度は平成 22 年度に準じて教育長から依頼のあった内容について進めていく。鎌倉の子どもたちにとってよりよい教科書が採択できるよう、ご協力をお願いします。
また、当検討委員会の調査研究が円滑に行えるよう教育指導課及び教育センターの指導主事に、実務上の補佐をお願いしたいがいかがか。

委 員 (異議なし)

委員長 それではよろしくお願いします。

3 の議事に入る。(1) 教科用図書採択について、まず、「ア 採択のしくみ」について事務局説明をお願いします。

事務局 「ア 教科書採択のしくみ」について説明する。教科書は義務教育である小学校・中学校で教科の主たる教材として作成される児童生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものとされている。これは、教科書の発行に関する臨時措置法という法律に定められている。

また、教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により全ての児童生徒が無償で教科書が渡されることになっている。そのため、その法律で、教科書の選定の基準や方法が定められており、このことを教科書採択と言っている。したがって、教科書は原則として文部科学省の検定を経たものを採択する。教科書採択は、各市町にいる 5 名の教育委員から構成される教育委員会の権限で行われ、そのために公正・公平の確保や、採択のルールなどを決めて進めなければならない。

また、教科書は 4 年に一度の採択が法律で定められており、本年度は、小学校が平成 27 年度から 4 年間使用する教科書を採択する年である。参考までに来年度は中学校の教科書が採択される年となる。

資料 3 で、ここに主な根拠法令と教科書の検定・採択の周期表がある。すでに検定を経て教科書として登録されているものは、「教科書目録」に記載されている。小学校は国語、書写と 11 の種目ごとに 1 者、市として採択をしなければならない。

資料 4 は、その流れ図となっている。図の中の①と②の部分をご説明する。文部科学省は、都道府県に対して教科書採択に関する通知を出し、資料 5 と資料 6 になる。その通知には都道府県は市町村教育委員会に対して指導、助言、援助を行うことや調査研究の留意点などが書かれている。そ

れに従い、神奈川県教育委員会では、県としての採択方針や採択基準等を作成する。県の採択方針等は、資料 7 になる。資料 4 に戻り、鎌倉市教育委員会として、採択方針を決定し、条例に従い、本鎌倉市教科用図書採択検討委員会を設置し調査研究を行う。以上が採択のしくみである。

委員長 「採択のしくみ」について質問はないか。
なければ次の「伊 市採択方針及び流れ」について事務局に願います。

事務局 それでは、資料 8 の鎌倉市の「平成 27 年度使用教科用図書の採択方針」の 1 の基本的な考え方として、(1) 国、県の方針等を踏まえて採択する。
(2) 公正・適正を期し採択する。(3) 本市の児童生徒にふさわしいものを採択する。とあり、詳細は記載のとおり。

続いて、2 の採択の手続について。

(1) 小学校教科用図書 平成 26 年度が小学校教科用図書の採択替えの年度であるため、小学校教科用図書の採択を行うにあたり必要な事項を調査研究するために鎌倉市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会は教科の種目ごとに比較検討・調査研究を行い、本教育委員会に報告をする。検討委員会の会議は、外部からの働きかけを排し、静ひつな環境のもと公正な検討を行うため非公開とする。作成した報告書等は教科用図書を採択した後に公開する。また、同条例により、検討委員会は調査員を置くこととする。

調査員は教科の種目ごとに次の観点で教科用図書を調査研究し、資料を作成する。(ア)教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標を踏まえているか。(イ)内容の程度が、児童の発達の段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であり、内容の選択と扱いが学習指導を進める上で適切であるか。内容が系統的、発展的に構成されており、各内容の分量とその配分は適切であるか。文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用が適切であり、児童にとって使いやすいように創意工夫がなされているか。

以上が「採択の手続き」である。これらの方針・条例をもとに本委員会が組織されている。議事の扱いについては、採択における公正確保の徹底を図るため、採択終了後まで非公開とする。委嘱され委員になっていること、議事内容並びに資料についても他には漏らさないよう委員の皆様にも十分な配慮をお願いする。

委員長 ここで、質問があれば願います。

(質問なし)

委員長 続けて願います。

事務局 3 採択の日程の (1) 小学校教科用図書採択日程を説明する。 ア 5

月に、本教育委員会は検討委員会を召集し、小学校教科用図書の比較検討・調査研究を指示する。イ 検討委員会は、5月から7月にかけて小学校教科用図書を調査研究する。また、教科の種目ごとに調査員を指名し、調査研究のための資料作成を指示する。エ 8月に、本教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。「イ 教科の種目ごとに調査員を指名し」とあるが、調査員については、本日このあと皆様の了承をいただき、委員を教育委員会で委嘱し、5月に1回、6月に2回調査員会を開催する予定とする。調査員は、教科の種目ごとに係る教科用図書の検討のため必要な資料を作成し、本検討委員会に報告をすることとなる。資料9のフロー形式の「平成27年度使用教科用図書採択手続き」も併せて参照してほしい。以上で説明を終わる。

委員長 事務局の説明について何か質問はあるか。

(質問なし)

委員長 続いて、「(2) 調査研究について」、事務局お願いします。

事務局 「ア 調査員への指示内容について」、資料5「教科書採択の改善について」及び資料6、資料7に基づき進めていく。

委員長 事務局の説明について質問や意見はあるか。

(質問・意見なし)

委員長 引き続き調査研究について 事務局お願いします。

事務局 調査研究に使用する資料について説明する。「教科書編集趣意書」は発行者ごとに教科書の編集の考え方が書かれている。まだ届いていないが届き次第、送付する。資料10「調査研究報告集」は、平成23年度使用教科書採択の際に検討委員会が作成したもの。今後、調査員が作成する報告をもとに、本委員会で作成することとなる。

委員長 質問はあるか。

(質問なし)

「イ 調査員の指名について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 調査員については、鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例第4条第1項により、委員会に特別の事項に関する調査及び検討を行わせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるとし、当該種目に精通し、かつ高い識見を有する教員を教育委員会が委嘱する。本委員会で了解していた

だく。なお、今回の委嘱については、国語と書写で7名、社会と地図で6名、算数と理科で5名、生活で4名、音楽、図画工作、家庭、保健でそれぞれ3名という人数構成としております。机上の資料Aに調査員候補一覧があるのでご覧いただきたい。

委員長 では、名簿にある候補者を各種目の調査員として了承することによいか。

委 員 (異議なし)

委員長 「ウ 報告の作成について」 事務局説明をお願いする。

事務局 まず、検討委員会の調査研究及び比較検討は平成27年度使用教科用図書の採択方針に基づき行うとし、報告書の様式は前回と同様として内容については、教科用図書の特徴を明らかにし、それぞれ評価し、教育委員会が採択をするにあたって参考となる資料を作成していただきたい。これについては、市の採択方針にある基本的な考え方の(3)にあるように、「本市の児童生徒にふさわしいものを採択する。」を踏まえ、それぞれの教科書にどのような工夫がなされているのかなど、具体的かつわかりやすい記述をお願いする。教科書ごとの総合評価については、ふさわしいと考えられるものを☆3つ、☆2つ、☆1つを当委員会の協議の中で決定し報告していただいた。今年度の総合評価の表記についてもこのような形でよいか協議いただきたい。

委員長 総合評価の仕方と報告書の様式について、事務局から提案があった。何か質問・意見はあるか。

(質問・意見なし)

委員長 では報告書の作成については、説明のとおりによいか。

委 員 (異議なし)

委員長 事務局の方で今後の手続きを進めてもらう。手持ちの資料以外に、学習指導要領並びに学習指導要領解説(各教科)、かまくら教育プラン、かまくらっ子の意義と実態調査「かまくらっ子」、全国学力・学習状況調査についての本市の平成25年度のまとめ、教科書の見本本を用意し、後ろに展示しているので、後ほどご覧いただく。以上が調査研究の資料とし用意した物である。

委員長 ではここで、調査活動の時間を設ける。

(調査活動)

委員長 再開する。では、「(3) その他」「ア 見本本の扱いと学校巡回展示について」事務局願います。

事務局 教科書見本本について説明する。教科書検定を受けた発行者、つまり教科書会社は、各教育委員会での採択の参考にするため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会等に送付する。教育委員会は、その教科書の見本を使用して採択のための調査・研究を行う。現在まだすべての見本本が届いていない。今後は、委員や調査員、各学校、そして教育委員にも配付して調査研究をお願いする。あくまでも見本なので、扱いには十分注意していただきたい。また、各学校に一週間単位で巡回展示を行い、その期間に各学校が調査研究を行う。各学校の調査研究の結果を資料 11 の学校調査票にて提出をお願いする。なお、巡回展示の日程・予定については、資料 12 のとおりである。

委員長 質問はあるか。

委員 調査員会の調査の報告のしかたなどはこれから決めるのか。

事務局 調査員がまとめたもの、学校調査票、県からの資料などを検討委員会の資料とする。学校調査票、資料 11 は学校単位になる。学校の児童にとって、ふさわしいかが重要。調査員の様式は、資料 7 の県の採択方針の中で、5 ページのところの(ウ)内容(エ)構成、分量、表記、表現が全般的なもの。

各評価の研究するための観点に基づいた調査研究を進めていく。

委員長 調査員が検討したものと学校でまとめたもの、県からの資料を確認して、検討会で報告書を作成することとなる。

他に質問はあるか。

なければ、続いて、「イ 今後の日程」について確認する。事務局願います。

事務局 資料 13 の今後の日程について、検討委員会は第 2 回 7 月 15 日、第 3 回を 7 月 22 日に予定し、両日とも場所はこの第 6 集会室を予定している。また、開始時刻について、第 2 回は午後 2 時、第 3 回は 9 時 30 分を予定している。第 2 回までに、各委員はそれぞれで調査活動をお願いする。

調査研究のために見本本を見る場合は、教育指導課まで連絡いただきたい。なお、保護者代表委員には、見本本を 6 月中旬にお届けする。また、学校関係委員は、学校巡回等の期間も利用していただきたい。

委員長 質問等あるか。なければよろしく願います。
このほかに何かあるか。

(なし)

委員長 それでは、議事についてはすべて終了した。閉会あいさつを副委員長に
 をお願いします。

副委員長 議事を無事終了できた。協力に感謝する。今後調査研究等大変だとは思
 うが、よろしく願いしたい。
 これをもって第1回採択検討委員会を閉会する。